

毎月11日は「人権を確かめあう日」です



男女共同参画週間

6月23日(木)~29日(水)

男女共同参画社会基本法の公布・施行日〈1999年(平成11年)6月23日〉を踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」と定めています。

“チャンスをつかち、未来を拓こう”

～2011年度(平成23年度)「男女共同参画週間」キャッチフレーズ最優秀作品・内閣府募集～

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが、本来あるべき姿であるにもかかわらず、固定的な性別(男性・女性という性別)を理由に役割を分けていることはないでしょうか。例えば「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」です。

しかし、女性は人口の半分、労働力人口の4割余りを占め、多くの分野での活動を担っているにもかかわらず、日本では他の先進国と比べて指導的な立場(課長以上の管理職など)で活躍する女性が少ないのが現状です。

この機会にみなさんも固定的性別役割分担について考えてみませんか。

